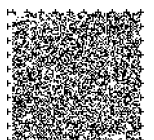
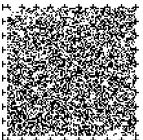




計画の策定に当たって





1 計画策定の背景と趣旨

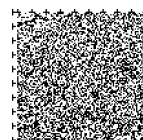
近年、障害者の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成 28 年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者が望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

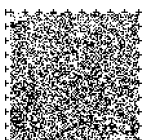
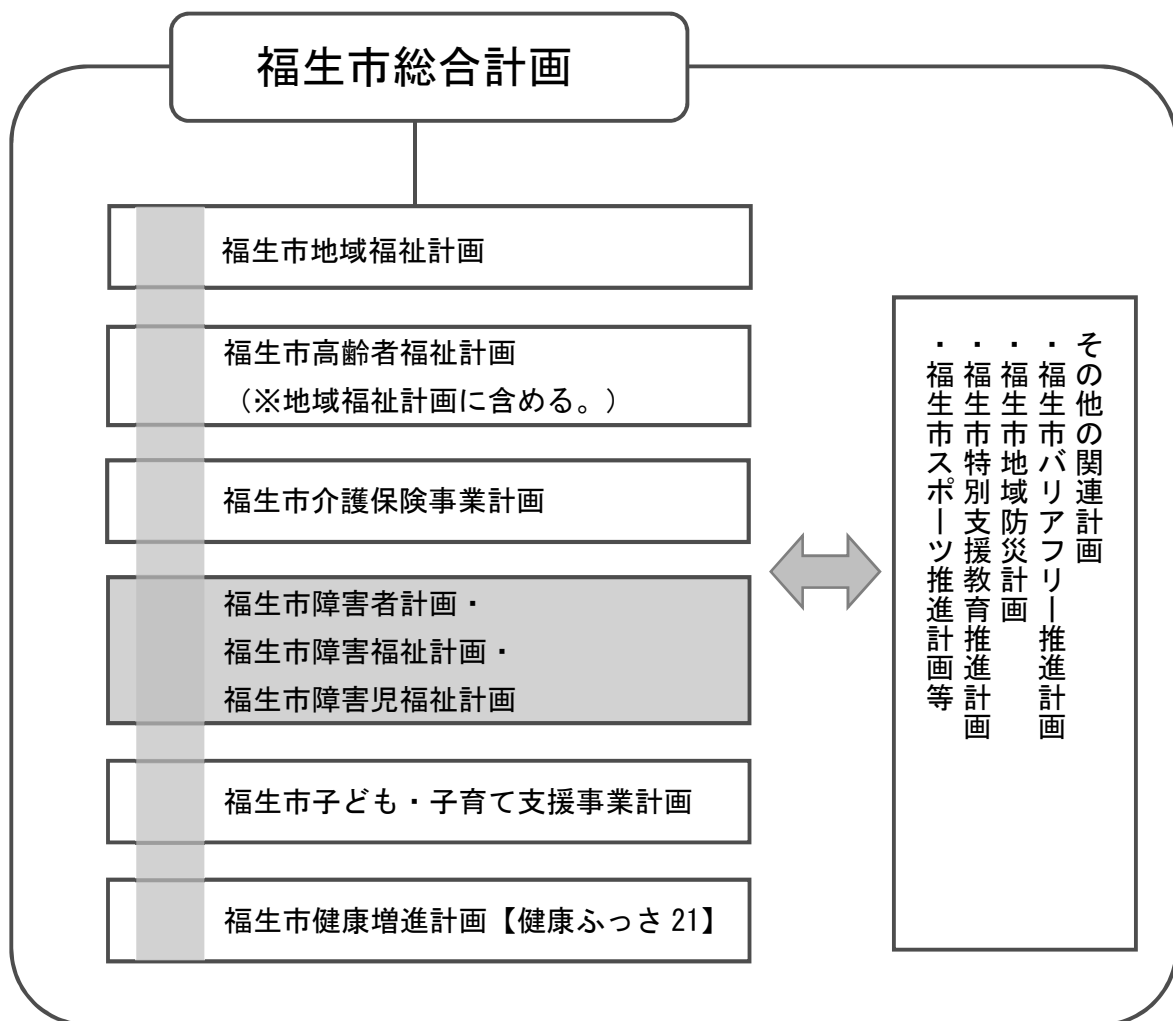
また、平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されるなど、障害者を取り巻く法制度は大きく変化しています。

現行の『福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画』の計画期間が終了となることから、障害者制度改革や障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえ、新たな『福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画』を策定します。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、障害者計画・障害福祉計画と一体的に第 1 期障害児福祉計画を新たに策定します。



2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- (2) 『福生市総合計画（第4期）』の主要計画として策定します。
- (3) 『地域福祉計画』、『介護保険事業計画』、『子ども・子育て支援事業計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- (4) 東京都が策定する『障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』との整合・連携を図ります。
- (5) 市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35
計画	障害者計画			障害者計画			障害者計画		
	第 4 期 障害福祉計画			第 5 期 障害福祉計画			第 6 期 障害福祉計画		
				第 1 期 障害児福祉計画			第 2 期 障害児福祉計画		

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象にするとともに、障害者の差別解消及び障害者への理解を促進するため、広く市民を対象とします。

